

令和元年 10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子どもたちの利用料が**無償化**されました。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

1. 対象

認可保育所、認定こども園、幼稚園を通常利用していない
保育の必要性の認定を受けた 4月1日現在で

(1) 3歳以上の子ども（2号認定）は 月額上限 37,000円

(2) 市民税非課税世帯の3歳未満の子ども（3号認定）は 月額上限 42,000円

の範囲で保育料が無償化されます。 ※年齢は利用年度 4/1 時点

※ 無償化の対象外となるもの

…給食費や教材費、延長保育料、行事費、PTA会費等



2. 必要な手続き



施設等利用給付認定申請書の提出をお願いします。

園から配布された施設等利用給付認定申請書に必要事項を
ご記入のうえ、必要な書類と一緒に園に提出してください。

提出書類

- 施設等利用給付認定申請書（現況届）※裏面も記入してください
- 保育の必要性を証明する書類（就労証明書等）
- 保護者のマイナンバー確認書類の写し（通知カード等のコピー）
- 保護者の本人確認書類の写し（運転免許証等のコピー）
- 保護者の住民税非課税証明書 ※ 3歳未満の子どもの世帯のみ
（単身赴任等で保護者の住民票が会津若松市外にある場合）

事前に申請が必要となりますので、ご利用している園またはこども保
育課へお問い合わせください。

お問い合わせ 会津若松市こども保育課 電話 0242-39-1239